

長寿医療制度のお知らせ (後期高齢者医療制度)

10月より会社の
※1(被用者保険)
 健康保険などの
 被扶養者であった方の
 保険料の納付がはじまります。



※1/会社の健康保険など(被用者保険)とは、政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合などの健康保険のことです。市町の国民健康保険や国民健康保険組合(建設国保など)は含まれません。

Q

被扶養者の方の保険料の軽減は？

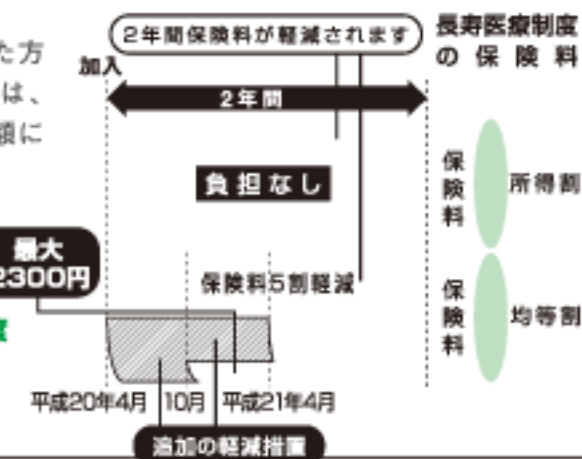
A

会社の健康保険などに加入する配偶者や子供の扶養に入っていた方が、新たに長寿医療制度に加入する場合

会社の健康保険などの被扶養者であった方が新たに長寿医療制度に加入する場合は、2年間、所得割が免除され、均等割が半額になります。



新たに
長寿医療制度
に加入



さらに追加の軽減措置として、20年4月～9月の期間については均等割が全額免除、20年10月～21年3月の期間については均等割が9割軽減されます。

被用者保険の被扶養者だった方へ

被用者保険の被扶養者だった方で、年間の保険料が2,300円以下になっていない場合は、被扶養者であったことが確認できていない可能性がありますので、お住まいの市町にお問い合わせください。

次の方の保険料をさらに軽減します。

平成20年度の保険料について変更を行いました。

■ 均等割額が7割軽減されている方

→均等割額が**8.5割軽減**になります。

(例／保険料が年額14,200円の方は6,900円になります)

■ *2「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方

→所得割額が**5割軽減**になります。

上記についての、手続きをしていただく必要はありません。

※2／賦課のもととなる所得金額(基礎控除後の総所得等)は、
保険料の通知書でご確認ください。

次のような方は、年金からの引き落としだけでなく、保険料の**口座振替も可能**になりました。
ご希望の方は**市町窓口**でお手続きを

1 国民健康保険の
保険税(料)を、
この2年間、滞納なく納
めていた方は、

ご本人の
口座から



2 年金収入が180万円未
満の方で、代わりに納め
てくれる配偶者や世帯主が
いる方は、

その方の
口座から



※申し出から口座振替の開始まで2~3ヶ月必要になります。
※上記の場合の所得税・個人住民税の社会保険料控除は納付
された本人が対象となります。

お
問
い
合
わ
せ

佐賀県後期高齢者医療広域連合

TEL 0952-64-8476

ホームページ <http://www.saga-kouiki.jp/>

または、

武雄市役所暮らし部 健康課 ☎(23)9135 担当:飯田

